

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和8年8月20日(木) 午後2時00分～午後4時00分
2. 場 所 市川市役所第一庁舎5階 第1委員会室
3. 出席委員
- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 会 長 | 田口 安克 | 副会長 | 瀧上 信光 |
| 委 員 | 大野 京子 | 委 員 | 大橋 愛生 |
| 委 員 | 小林 俊之 | 委 員 | 紺野 大輔 |
| 委 員 | 塩田 喜美子 | 委 員 | 鈴木 麻由美 |
| 委 員 | 戸村 節子 | 委 員 | 知久 有美 |
| 委 員 | 中田 和典 | 委 員 | 細川 ひろみ |
| 委 員 | 柳沢 泰子 | | |
4. 欠席委員
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 委 員 | 芝田 弘一 | 委 員 | 鈴木 北斗 |
|-----|-------|-----|-------|
5. 事務局
- | | | | |
|----|---------|----|-------|
| 吉田 | 総務部長 | 植松 | 総務部次長 |
| 西脇 | 職員課長 | 八巻 | 職員課主幹 |
| 富岡 | 職員課主査 | 別府 | 職員課主任 |
| 西田 | 職員課主任主事 | | |
6. 提出資料
- | | |
|------|---------------------|
| 資料30 | 建議への意見集約 |
| 資料31 | 令和8年人事院勧告・報告の概要について |
| 資料32 | 令和8年人事院勧告後の年額等について |
| 資料33 | 給与改定の変遷について |
| 資料34 | 改定月額・年額一覧表について |
| 資料35 | 近隣市及び類似団体の給料月額ランキング |
| 資料36 | 改定時期について |

7. 会議概要

田口会長

只今より第7回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

初めに、市川市特別職報酬等審議会条例第6条第2項において、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとされていますので、出席者の確認をいたします。

本日は、芝田委員と鈴木北斗委員より欠席のご連絡を頂いています。従いまして、委員定数15人の半数以上の委員にご出席しておいて頂いていますので、会議は有効に成立していますことを確認いたします。

次に会議公開等についてです。本日の議題につきましては、個人情報に該当するような資料や説明はないということを事前に事務局より聞いていますので、非公開とする事項はございません。

この場合、原則として会議を公開することとなっています。従いまして本日の会議は公開としたいと思いますが、賛成の方、挙手をお願いいたします。

— 全員挙手 —

それでは本日の会議は公開といたします。事務局にお伺いします。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局

傍聴者はおりませんので、このまま会議を進めてくださいますようお願いいたします。

田口会長

続きまして、会議次第の2. 議事に入ります。

初めに議題の(1)「令和8年人事院勧告について」事務局に説明を求めます。

事務局

(資料31、32、33により説明)

田口会長

事務局からの説明は終わりました。委員の皆様で確認しておきたい事項等がございましたら、挙手をお願いいたします。

瀧上副会長

今の人事院勧告で教えてください。

まず、中堅層以上の職員については、令和7年度を上回る改定とありますが何%ですか。我々が議論している特別職に相当する職員としては、指定職というのが国の場合はあります。それについては何%引上げていくとなっていますか。

事務局

人事院勧告の資料には、各級ごとの改定率の記載はありましたが、指定職まで確認しておりませんでしたので、確認いたします。

瀧上副会長

中堅層以上の職員ということで見れば、7年度を上回る改定ということですが、7年度は何%で、今回は何%ですか。

事務局

改定率を本市の最高級の9級職で申し上げますと、国の表と同じですが、7年度は2.8%で、8年度は3.0%でした。

瀧上副会長

国家公務員は分かれますか。

事務局

国家公務員の行政職俸給表(一)の平均改定率です。本市も現在、国と同じ表を使っていますので、平均改定率は同じという認識です。年齢構成による若干の差はありますが、表上は同じになります。

また、先程の指定職の給料表の改定率についてお答えします。指定職は1号俸から8号俸まであり、若干のばらつきはありますが、概ね1号俸で3.13%のプラス。一番上の8号俸で3.02%のプラスになります。大体9級職と同じぐらいの改定率が見込まれています。

田口会長

「(2) 建議方針について」に移りたいと思います。本日の会議に当たり、皆様から「特別職の報酬等に関する意見」を提出頂いています。お配りしました資料30がご意見の一覧です。ここで、お一人ずつ当該資料に基づいて、結論に至った根拠や考慮した点などを交えながら、今回の建議に向けたお考えをお話し頂ければと存じます。A委員から順番にお願いします。

A委員

前半の「給料・報酬について」は改定すべき、後半の「退職手当について」は現状維持という意見を出しました。

前半の「給料・報酬について」の資料ですが、基本的には改定すべき率として3.3%にしました。常勤監査委員については、他と比べて少し低めであったため、ここだけ調整を図り8%としました。

次に理由です。

まず、「一般職の職員の給与改定状況の観点」です。一般職は、令和7年に約3.3%の増額改定がされたとのことなので、特別職も同程度増額が妥当と考えました。特に、常勤監査委員に関しては、逆転現象があり得る事態になったことに鑑み、8%、約5万円程度増額するのが妥当と考えました。

次に、「国家公務員の特別職、及び、特別職の給与改定の観点」です。これまで平成19年の改定以降、一度も改定がされてこなかったことに鑑み、今期は増額とすることが妥当と考えました。

次に、「類似団体との比較」です。これまで比較対象としてきた「類似団体」を35万人以上の団体と広く捉えていたものを、住基人口規模44万人～54万人の団体とすることで、本市の特別職の報酬に関する正しい立ち位置が、資料から読み取りやすくなると考えました。

次に、「財政状況」です。事務局からの説明でも歳入の約半分は市税が占めているのが特徴的とありました。そうすると使い道に制限がありません。また、収納率も安定しているということで、これも上げない理由にはならないということです。

また、物価指数や民間企業における賃上げ状況との比較は、引き上げる理由になります。

その他、今回比較対象の類似団体のとらえ方を変えたことで、特別職報酬が低いと改めて分かりました。人口50万人を超えた今、上げるタイミングではないかと思いました。

最後に、退職手当は基本的には現状維持です。その理由は、月額給与が増額されれば、おのずと退職手当も増えるからです。

B 委員

5%程度上げるべきであると考えました。

市の財政状況の見通しについて、大体皆さんで勉強してきたところですが、今年改めて勉強して、市川市の市税収入は1人当たり20.2万円ということです。規模が近い近隣市の船橋市、松戸市などと比べても高いです。市民の暮らしは比較的安定していると推察します。ただ、扶助費は年々伸びていますので少し懸念はありますが、今後も公共施設の計画もあり、基金の備えもありますので、市の財政は堅実だと私は判断をいたしました。

今年の春闘の動向を見ましても5.46%、中小企業でも5.45%、そしてさらにパート等の非正規でも6.89%の上昇です。そしてまた、類似団体や近隣市職員など様々な状況を踏まえて、5%程度の引上げは必要ではないかと考えました。

退職手当です。現状維持のご意見が多いですが、私は今の給料の引上げに伴い、同

じように改定するのが良いと考えました。

最後に議員報酬についてです。大手民間企業の給与が大幅に値上げされ、それに比べると50万都市である本市の議員報酬は決して高額ではないと思います。昨今の議員は兼職するものが少なく、サラリーマン化しています。ところが、健康保険料や介護保険料は最高限度額、年金も国民年金で、会社員などと比べ、支払うものが多く、若手からは子育てができない、老後の暮らしの不安があるとの声もあります。

また、政務活動費について第2の財布などと言われることもありますが、あくまでも政務活動に支出するものであって領収書に基づいています。監査もあり、個人が自分の生活費などに使うことはできません。世間には誤解もあるように思います。

優秀な人材を呼び込むためにも報酬の引上げが必要と考えます。

C 委員

私は、改定すべきと考えます。令和7年度人事院勧告によりますと、一般職の方は3.3%の引上げ改定があって、上昇基調であることは理解できました。ただ、部長職に限っての改定率は2.88%とありましたので、その数字を採用すべきと思いました。

市川市は財政が社会保障関係費、老朽化が進む公共施設の更新費用の増加が見込まれてはいますが、現時点では堅調な市税増収が見込まれ、健全な状態を保持しています。

平成18年の建議から平成19年の実施を最後に特別職の報酬というのはずっと据置き状態でした。しかし、国家公務員の特別職に関しては、毎年報酬がプラス2.8%です。また、近隣市である船橋市の5.5%を参考にして、2.88%が妥当と思いました。

退職手当について、現状維持と書きましたが、常勤監査委員については476万円という金額が適正だと思いました。その根拠は近隣市と比べて金額が大きく下回っていたためです。

その他の意見です。特別職というのは一般職と違い、原則勤務時間という概念がありません。しかし、市の代表として、災害時の対策、政策の意思決定、議会对応、会見の出席、関連イベントなどがあります。現代社会に取り入れつつあるリモートだけではできません。現場対応の必要性は非常に担っていると思います。

例えば、概ね2ヶ月を超えて公務ができない健康状態がある場合などは、給料及び退職手当の見直しなどが必要です。また、評価制度の導入なども検討すべきではないかと考えました。

D 委員

私も改定率は5%と記載させて頂きました。人事院勧告が引き上がっているのが根拠です。その他、書いた通りです。市川市の財政が良好というのと、近隣の船橋市が引き上げているというのを根拠に比較させて頂いた結果、5%という数字になりました。

た。

退職手当については、給料月額が上がるので現状維持と記載させていただきます。

E 委員

私は改定率 3.3%としています。副市長のみ 1.5%の増額が良いと思いました。2人いるのもありますが、他の団体と比較して、1.5%が良いと思いました。

財政の状況も悪くなく、これから建物の老朽化が進むことにより増えるとは思いますが、より良い市政を実現できれば歳入も増えると思います。

退職手当は、現状維持で意見を出させて頂いています。給料月額が増額するので、退職手当については特に改定する必要はないと判断しました。

F 委員

私も 3.3%アップということで、皆さんとほぼ同じ意見です。資料を頂いて、近隣各市の松戸市や船橋市の同じような人口のところと比較して、これで良いということです。

また、退職手当は現状維持です。どなたかが言われたとおり、毎月の給料月額が上がれば良いという意見です。

F 委員

3.3%アップがいいと私は判断しました。それは、これまで色々な資料を提供して頂いて、参考にしました。また、市川市は今年度、税収が初めて1,000億円を超える見込みであり、これからも増収が見込まれるということです。そして、退職手当は現状維持で良いと考えました。ただ、常勤監査委員については、他市、近隣市と比較しても、平均以下の金額です。これでは一生懸命に働いておられると思うので、情けない金額と思います。せめて平均金額の52万3,867円アップの49万5,067円を書かせて頂きました。

その他の意見として、日本は、数年来少子高齢化が進んでいます。また、近年、ロシア・ウクライナ戦争、アメリカ・イラク・イスラエル戦争等、中東情勢を受けたエネルギー価格高騰に対応するために、日本政府は3.1兆円の補正予算を成立させました。このような状況下で、これから先予測が付きにくい日本の財政について危機感を覚えます。よって、退職手当は、今のところ現状維持で良いと考えました。

G 委員

私は5%の改定ということで提案させて頂いています。

その理由としては、これまで皆さんの意見とほぼ同じで、一般職の給与改定状況は、3%のベースアップということで、定期昇給を含めると5%になります。我々一般企業のベースアップ率も、ほぼ5%というところで、5%の改定をすべきと考えています。近隣の船橋市も改定したことですし、健全な財政状況であるということから総合

的に勘案して５％の改定で提案させて頂いています。

退職手当の方は現状維持です。やはり、民間の趨勢として、退職手当よりもどちらかという、目の前の物価高、賃金上昇の対応がメインになってきています。退職手当までは手をつけないというのが情勢と考えますので、退職手当は現状維持で提案させて頂いています。

H 委員

私も、平成１９年以降、据置きが続いているというような状況を鑑みました。近年の物価上昇だとか、民間企業等の給料増額、そういった社会情勢から鑑みても改定が必要であると考えています。

市川市も人口が５０万人を超え、これから大変なこともあると思いますが、市川市の財政状況を見ると、非常に安定している状況です。市川市は地方交付税の不交付団体とされています。また、市長さんがよく言われるように、今後、市川市は中核市に向けて色々なことを考えることになってきます。今後の市政発展に向け有能な人材を確保するためにも、人口５０万人都市にふさわしい給与を与えるべきであると考えています。改定率については、５％位が良いと思いますが、国家公務員の人事院勧告が３．３％でしたので、３．３％の増額改定で良いと考えました。

退職手当についても、給料月額が上がればそれなりのプラスになりますので、現状維持で良いと考えました。

I 委員

私は保護者代表、市民の立場として考えました。

今は物価が上がり、民間企業でも給料を上げる動きがあります。また、一般職の給料も見直されています。特別職だけをずっと同じ金額にしておくことは、少し無理があるのではないかと感じています。

一方、市民の立場からすると簡単に大きく給料を上げることに同意しにくい部分もあります。そこで、今回は一般職の給与改定を一つの目安として、必要な範囲で見直し、改定すべきと考えました。ただし、退職手当については月々の給与とは別のものなので、今回は見直さずに現状のままで良いと考えています。

私は、市長は１０５万円、副市長は８６万５，０００円、教育長は７６万９，０００円、常勤監査委員は６４万１，０００円と、皆様と同じで約３．３％の値上げを考えています。

市川市の一般職の給与改定についてですが、市の職員の給与が見直されている中で特別職だけ長く同じ金額にするのはバランスが良くないと考えています。もちろん一般職の給与が上がったから、特別職も必ず同じように上げるべきではないとは思いますが、ただ、今回の見直しでは、一般職の給与改定を一つの目安にすることは、とても分かりやすく、市民にも説明が付きやすいと考えました。

国家公務員の特別職及び市川市の特別職の給与改定状況の観点ですが、市川市だけ

を見て決めるのではなく、国、他の自治体がどのように考えているかを参考にすることももちろん必要だと思います。ただ、他の自治体が上げているから市川市も上げるという考え方には賛成はできないと思っています。市川市には市川市の規模や仕事の内容がありますので、それを考えた上で市川市として納得できる金額を決めることが特に大切だと思います。

市川市の金額だけを見るのではなく、隣と比べて極端に高いまたは低い金額になっていないかを確認する必要ももちろんあると思いますが、他市と同じ金額に合わせる必要がないと勉強して思いました。市の規模や仕事の内容が異なるので、比較を参考にしながら、市川市の内容に沿った金額を考えるべきだと思います。

市川市の財政についてですが、保護者としては市のお金がどのように使われているかは、とても気になります。子育てや教育福祉など市民の生活に必要なお金ももちろんたくさんあります。そのために特別職の給与を大きく上げていくことは慎重になるべきだと思います。一方で、市の財政を考えながら無理のない範囲で見直すことが大切だと考えています。

私たちは、日々の生活の中で物価が上がっていることを、現在、ひしひしと感じているので、食費や光熱費など子育てしている家庭にとっても生活費の負担というのは大きく感じています。民間企業でも物価の上昇に対応するために給料を上げる動きがあり、皆様がお話しして頂いた通りだと思っています。

社会の現状を考えると、特別職の給与についても長い間見直さないということではなくて、今の状況に合わせて上げて良いと思います。まずは、全体のバランスを見て決めるべきだと思います。3.3%の改定というのは、皆様がおっしゃっている通り、特別な基準を作るのではなく、市の一般職の給与改定を1つの目安にすることは分かりやすいと考えました。3.3%という数字は大きく上げるための数字ではなくて、社会の状況や一般職の改定のバランスを考えた結果だと思います。

市民の立場から考えても、何を基準にして決めたのか分かりやすいのが大切だと思います。

退職手当についてです。これは月々の給料とは別に考えるべきだと思います。今回、給与については、社会の条件に合わせて見直す必要があると考えましたが、そのことを理由に退職手当を引き上げる必要はないと思います。

まずは、今の金額が他と比べて大きく違っていないかを確認して、問題がなければ現状のままで良いと思います。在職期間や職責等踏まえた制度設計が必要で、別の基準で考えるべきと思っていたので、今回は現状維持という考えになります。

なぜ、この金額なのかを聞かれた時に、きちんと説明できることが大事だと思います。今回だけその場で考えて決めるのではなく、こうやって皆さんと時間をかけてお話しして決めていることです。これからも物価とか市の職員の給料とか他の市の状況などを見ながら同じような考え方で見直し続けることが大事だと思います。

特別職報酬等審議会は4期に渡って出ていますが、その間ずっと据置きでした。今回の論点は、特別職の報酬を上げる根拠は何にするべきで、きちんとした根拠ある数字を見つけることです。また、一般職をどう考えるかです。確かに特別職は給料のベースがものすごく高いですが、職務に対して払われているものですので、据置きを続けるのはどうかです。市長も一人の市民で社会生活者ですので、それ相応のきちんとした評価をするべきです。評価というのは分かりやすくは給料だと思います。このところずっと難しいということで抑えられたままでしたが、令和7年度と令和8年度の人事院勧告でかなり強力なベースアップが出ています。実施するのであれば特別職の給与も少し上げることを考えれば良いと思います。その上げ幅ですが、根拠ある数字を未来に向けて示し続けられることが必要です。なぜ、今回イレギュラーな上がり方をしたのか分からなくなるので、次の世代が見て分かる、根拠ある数字を挙げて頂いた方が良いと思います。

それと、今後の市川市の方向性です。今現在、大きな建替はないですが学校はかなり老朽化が進んでいます。あと、高齢者の人口はまだまだ市川市は増えます。さらに中核市を検討されているので、一般の市町村から変わる段階で独自に置かなくてはならないものは、非常に負担になります。そう考えた時、イケイケドンドンで引き上げるのは少し違和感があります。根拠ある数字で未来的なことを考え、人事院勧告に近い3%が妥当と考えます。

一般職のお話がありましたが、非正規雇用が身近になっています。市川市役所では正規職員ではない会計年度任用職員がとても多く働いています。実際、保育園の現場では同じ仕事をしているにもかかわらず、正規職員と非正規職員とでは給料が全然違います。今回この資料に出ているのは、一般職員であくまで正規の方達です。正規職員以外の会計年度任用職員の方は、正規で採用するところに行ったり、職を変えたりする方がかなり多いという現状があります。保育園の現場では、江戸川区や船橋市等の正規職員に行っているのが現実です。いつも資料に出てくるのは正規職員ですが、正規職員以外の方がどのような雇用体系で雇われているのかです。その方たちの生活保障がどうなのかという視点も一緒に併せて検討すると良いと思います。ここは特別職の報酬等を審議するところですが、いわゆる上の方だけを見て大丈夫と言うのは、市川市として非常に危険だと思います。

退職手当は基本的に就労時の給料に連動します。月々の給料が上がれば当然それ相伴って上がりますので、割合を増やす見直しは必要ないと考えています。

田口会長

皆さん本当に貴重なご意見ありがとうございました。

今日ご欠席のK委員は約10%と書かれていますが、3%から5%の増額改定というご意見が多かったという印象です。

また、退職手当については、ほぼ、現状維持というご意見です。こちらは給料月額が算定の基礎となっていますので、給料が増額改定であれば、当然退職手当も増額に

なります。以上が皆さんのお話を聞いた感想です。

それでは副会長、ご意見をお願いします。

瀧上副会長

皆さんのご意見を聞くと、基本的に改定すべきというご意見だと思います。

退職手当については、常勤監査委員の問題はありますが、給料を上げれば退職手当も引き上がるので、あえてそれと別に、退職手当を引上げることについては議論が必要だと思います。

今日、最初に人事院勧告の話がありました。その時の議論で、今年の人事院勧告の引上げ率と同じで良いという方が何人かいました。

今回、平成19年以来17年ぶりにこの審議会において改定するという建議をするのであれば、考え方を整理して提示する必要があると思います。

ましてや、全国で珍しい常設の審議会です。それ以外のほとんどのところは必要な都度、市長が審議会に諮問しています。せいぜい2回か3回の会議をやって結論を出すというようなところを、うちの場合は、2年間かけて結論を出すので、かなり議論して積み上げられていると思います。ただ、基本的に一般職と特別職の違いをきちんと理解した上で、議論することは必要だと思います。

一般職の場合には、何回も事務局から説明がありましたが、物価の上昇とか、民間企業の賃金の上昇とか、そういったもので官民比較をしています。つまり公務員の場合には、労働基本権が制約されているので、その代替として、人事院という独立機関が官民の給与較差を調査しています。4月1日現在の較差について、人事院勧告という形で引上げ或いは引下げを実施していますが、ここ3年は、若年層の確保ということもあり、今までのデフレ時代と違って、従来から見れば大きい引上げになっています。

しかし、特別職で着目すべきは、職務の特殊性であって、毎年の物価や賃金ではありません。市民の評価として、どの程度の給与、どの程度の退職手当が必要かということを経験して頂いています。決めるにあたっては、特別職報酬等審議会の審議を経ないと決められないわけです。広く市民の意見を反映した金額です。

従って、この審議会の意見は、今日皆さんが色々言われたように、多くの市民の皆さんそれぞれのお立場を踏まえています。ただ、人事院勧告と全く関係ないかと言えば、そうではありません。国の指針では、国の特別職の改定の状況、類似団体との比較、一般職の給与改定率といったようなものも、判断にあたって考慮すべき項目として挙げられています。今までの経緯を見ると、一般職の給与と極端にバランスを損なうような改定は行われていません。それらにある程度念頭に置きつつ、特別職という特殊性に着目してどう考えるかです。その判断がこの審議会で行われる必要があると思います。今年度の人勧がこうだから、特別職も同一で良いという、スライド制みたいなことになると、審議会の存在意義が問われかねないわけです。もし、自動的に上がるのであれば、審議会で審議する必要がないということになりますので、基本的な

項目を踏まえた結論にする必要があると思います。最初に人事院勧告の説明があったので十分ご承知のことと思いますが、あえてお話をさせて頂きました。

今日、建議の意見集約の資料が配られたので、私も意見を出さなくてはならないのですが、基本的には審議会の意見を作るにあたって、どういうことを考えたら良いか、といったことです。これからの審議として、仮に改定するとなれば、何を議論したら良いか、といったことです。それを中心に整理をさせて頂きました。それに沿って皆さんのご報告内容も触れつつ、話をしたいと思います。

まずは、建議として考えられる内容です。市長の給料と市議会議員の報酬や退職手当について、それぞれどのように考えるかです。一律に考えるか個別に考えるかという問題です。特別職と議員では、職務形態も違いますので、自治体によっては別々に検討しているところもあります。お隣の船橋市でも、市長の給料と議員は別の年度で検討しています。また、審議会で答申されても市議会で、議員の給与は上げるが、市長等の給与は据置くという判断をしている自治体もあります。

市川市の場合は、従来からの資料を読みますと基本的には一律です。特別職である市長等の給与も、議員の報酬も一緒に同じ率で改定しています。これが、今までの基本的な市川市の特別職の給与の引上げ方ですので一律で考えるのが良いと思います。

ただ、今回、E委員は、理由については書かれていませんが、議長、副議長、議員については、改定なしという意見です。

据え置くか改定するかということについてはほとんどの方が改定です。改定率は3%が一番多く、5%、10%という方もいます。改定するとした場合ですが、仮に3%とした場合、どういう根拠でそうなったのかの説明です。今日の審議会では方向性として改定で合意をして頂ければと思います。その後、改定の中身を事務局、会長等で相談して中身を詰め、また改めて議論して頂くことになると思います。

それでは改定についてです。例えば市長については、3%改定だと105万円余り、5%だと106万7,000円、10%だと112万3,000円です。それぞれの金額は改定率によっておのずと算出されます。議員についても、3%だと62万円位、5%だと63万4,000円、10%だと66万円で、これが月額報酬になります。これをどのレベルの金額に具体的に設定するかです。自治体によっては、現在の市議会議員の年収が1,000万円を超えることについて、市民感情としてどう考えるかという問題があります。議員の場合には、特にそこら辺の判断も色々あるので、絶対的に少ない、これはまだ生活面で大変厳しいと考えるかです。その絶対額として、今の一般的な市民の暮らしの感情から見て、その水準をどう考えるかです。このような議論も議員の場合には必要と考えています。

退職手当については、現状維持が圧倒的に多いです。ただ、それは月額が上がれば、それをベースにして積算される退職手当も金額が増えるということです。それらを切り離して、退職手当を改定する必要があるかどうかについては、常勤監査委員についてどう考えるかという問題を除いて、特にご意見はなかったと考えます。

改定する時期については事務局から資料が配られて、建議の時期によって、来年の

7月1日になるのか、来年の9月になるのか、といった案も出ています。一般職の場合には、4月1日現在における官民較差を出発点にしていますので、4月1日に遡って適用されます。しかし、特別職の場合にはそういうことはありませんので、いつにするか、今後議論する必要があります。

引上げを検討する場合、市内の色々な環境状況、今回の大雨による被害状況、消費税の引下げによる地方消費税の減収状況、色々な変動要素があります。また、これからの社会環境も、どのタイミングで実施したら良いかという判断材料になると思います。

今後検討すべき事項は、最近の物価高騰と経済情勢と賃金の動向です。これは委員の皆さんの方が十分ご存じだと思います。従来から非常に長引いた経済の低迷がデフレ状況で17年間も据置いてきました。ところがこの3年ぐらい非常に、物価の上昇も含め、賃金の引上げを官民ともに取り組んでいる状況です。これは成長型経済への転換です。

特別職の給与についても、最近の経済状況を踏まえた判断が必要です。これは、建議する場合に、この審議会として今の社会経済情勢が、これまでとどう違っているかです。どういう点に着目して改定が必要だと判断したかを示す必要があると思います。

前回の特別職改定以降、一般職全体の累積改定率及び特別職に最も近い職員である部長級の累積改定率の話は出ませんでした。毎年の人勧と合わせて、改定率を根拠にはしていませんが、今の給与になった17年前の段階から現在まで、一般職と比べて特別職の累積改定率がマイナスだった時期も随分あります。今はプラスになって、それをキャッチアップする改定だと思います。昔の給与改定は、若手の職員も中堅も指定職の職員も基本的には一律同じ割合で上がってきた時期があります。しかし、最近は若手の職員の採用と定着を図るために、そちらの方にシフトした改定となり、部長職相当の人はその半分ぐらいの改定率です。この審議会は特別職ということで、部長相当職以上のポジションの人の処遇をどう考えるかです。公務員一般の改定率で実施すると、国の指定職と比べ1.5倍から2倍ぐらい高くなります。この累積改定率は、一応念頭に置いて、この率を根拠に何%にしたというのが説明の1つになりえます。多くの自治体で、この累積改定率を使用しています。

次に、類似自治体との比較です。これも何が類似自治体かは皆さんのご意見にあります。従来は35万以上でした。今回は44万から54万で範囲をかなり狭めています。その中でのポジションだと思います。例えば、類似自治体の平均額より上なのか下なのか。近隣自治体の平均から見て上なのか下なのか、それから順位はどうなのか、こういったところも引上げる必要があるかどうかの1つの判断になってくると思います。

それから、近隣自治体、類似自治体の特別職報酬の動向ではかなり多くの自治体で今まさに改定が行われつつあるという状況です。それも引上げの1つの根拠にすることはできると思います。特別職報酬改定の今の状況について、この審議会でも実態を把握した上で、市川市だけがやるわけではないということです。現在の経済状況から、

多くの地方自治体で特別職の給与の改定というのが行われている状況が示せば、改定理由になると思います。

次に、財政状況と優先課題との関係で、市川市は非常に良好な財政状況にあると思います。しかし、考慮すべき問題として、社会保障関係の給付費用、今度実施される地方消費税減税、高齢化がどんどん進んでいくこと、公共施設の老朽化対策などがあります。学校の話も出ました。今回の水害では、やはり下水道の整備の問題とか、雷雨水害対応とか、色々そういうものもまた出てくる可能性もあります。将来的に樂觀できるとは思いますが、市川市の財政状況は大丈夫という話は示せると思います。

何人かの委員からあった市民の納得感を得るための根拠としての説明です。理由をどう整理するかということです。一部の自治体では、物価高騰の中で市民が苦しんでいるのに、市長や議員の給与を上げるのは認められないという意見が出ています。今の社会全体の状況を見た上で改定するとすれば、この審議会として、どういう根拠で引上げるのかです。説得力のある説明を市民にどう示せるかを、今後議論して詰めていく必要があると考えています。皆さんのお話を伺いましたので、今後どう考えたら良いかについて、私の意見を述べさせて頂きました。

田口会長

副会長ありがとうございます。貴重なご意見大変参考になりました。

また、皆様の色々な意見をお聞きして、特別職の報酬等を職務、責任に対応して考える必要があると考えます。よく話しをしています。色々と比較をする、国や他の地方公共団体の特別職報酬等がどう変化しているかです。空間比較によって、市川市はどうであるかです。社会的な情勢を踏まえた大きな視点から検討して、総合的に判断していくことが大事と思っています。

皆様からのご意見、副会長からのご意見を含めて、第20回委嘱の本審議会の建議の方向性は、市長等の給料及び市議会議員の議員報酬を増額改定し、退職手当支給率は据置いて、給料の増額に伴って退職手当が増額になるという方向性でよろしいでしょうか。よろしい方は挙手をお願いいたします。

— 全員挙手 —

田口会長

全員賛成ということで建議の方向性が決まりました。事務局でこれからの審議について、参考資料を策定していますので配付をお願いします。

では、事務局に説明を求めます。

事務局

(資料34、35、36により説明)

田口会長

はいありがとうございます。これまでの皆様のご意見や事務局の説明を受けて、改定額や改定時期について、ご意見を頂ければと存じます。

では、A委員からお願いします。

A 委員

皆様のご意見をお聞きして、改定すべきという意見は変わらないですが、改定率の部分は一律ではなく個別に見ていきたいです。特に市長は5%でも良いと思いました。その理由は、前回の建議で消極意見が多かったので今回は3%としましたが、皆様も軒並み改定すべきという方向でしたので、市長に関しては5%、その他は個別に判断したいと思いました。また、3%と考えた時には、最新の人事院勧告を見ていませんでした。これまで累積改定率もあまり意識しないで率を考えましたので、3%を5%に改めたいと考えました。

時期に関しては、11月ですとかなりスケジュール的に厳しいので、3月建議でも良いと私は考えましたが、皆様に合わせたいと思います。

B 委員

今、累積改定率のご説明を頂いて、やはり5%が良いと私も思いました。

退職手当は、今までもらった報酬を積み上げて、その中から計算されて出てくるものだと思いますので、私は5%としています。プラス5%という意味ではありません。毎月の報酬が上がるから、そのまま5%退職手当は上がると思っていました。その辺の説明をもう一度聞かせて頂きたいと思います。皆様のご意見を伺って私の認識と違うかもしれないと思いました。

また、建議については、やはり11月の建議で、区切りの良い4月1日施行で進めていけば良いと思います。

C 委員

建議の時期については、11月建議の場合、来年4月1日施行ということで、私も区切りが良いと思います。

累積改定率の考え方ですが、令和7年分と令和8年分の人事院勧告分を合わせると、+5.92%、+6.6%という話もありましたが、私は市民感情を考えますと、今まで上がっていなかったものが、いきなり5%上がるというのは疑問に思う方もあると思うので、やはりここは+2.88%のままで考えたいと思います。

D 委員

皆さんの意見を聞いて+3.3%という考えにも至りましたが、常勤監査委員の年額との比較が最終的にどうなのか、その点について疑問に思います。

その点を考慮する場合、+5%ではないといけなところもあるので、+3.3%

でも良いのかなという気もしています。

建議は区切りの良い11月で、施行は4月からが良いと思います。

E 委員

私も＋3.3％で良いと思っています。しかし、議長、副議長を改定なしと考えたのは、近隣市と比べて、議長、副議長の報酬を上げるとかなり上位になるからです。議長、副議長は、据置きで良いという思いは相変わらずあります。

建議については4月改定になるように11月が良いと思いました。

F 委員

皆様のご意見の＋3.3％が妥当と私も思います。ただ、部長職よりも低いところだけは、会長か事務局でお考え頂けたら良いと思います。

建議は11月建議で良いと思います。

F 委員

私も＋3.3％でよろしいかと思います。

なぜかと言いますと、今、何が起こるか分からない不安定なこととして、地震や大雨などの災害があります。日々こういうことが起こっているので5％上げて良いとは思いますが、一旦上げると下げられませんし、上げるのはいつでもできます。将来を見据え慎重に＋3.3％で良いと思います。

建議の提出時期は、令和9年3月で良いと思います。

G 委員

私はまず、改定率は、当初から変わらず5％で良いと思います。特に大きな理由はないので、当初に提出させて頂いた意見の通りです。

スケジュールは、判断材料がないので、どちらが良いか決めるのは難しいです。できるなら、資料36のコメントとして書かれている真ん中青杵の、「新年度新しい給料・報酬体系で迎えられること、及び令和9年度当初予算へ反映させる事ができるもの。」ということで、4月1日施行が望ましいと思い、11月建議が良いと思います。

H 委員

私も改定率は3.3％で良いと思います。5％にした場合に、その根拠となるものが非常に難しくなります。

人事院勧告、一般職の国家公務員と同様の水準に引き上げると3.3％です。ただ若干、先程もどなたかおっしゃっていましたが、常勤監査委員の問題が頭にこびりついているのですが、3.3％でお願いしたいと思います。

一応私どもの任期は来年3月までです。建議の時期は、この委員で建議を考えるのであれば、11月の建議で令和9年4月1日の施行にして頂ければ良いと思います。

さらに延びると、経済状況がどう変わるか分かりませんので、今の段階で、こういう率で、このように決めた方が良いと思います。

I 委員

H 委員と同じく、私も常勤監査委員について引っかかるなと思いつつも、3.3%で宜しいと感じています。もし、常勤監査委員のことで5%にしたのであれば、多分、説明が必要になると思います。先日の大雨による市川市の甚大な被害とか、そういったものが、皆様の感情として、心の中にかなり大きくまだ残っています。

皆様が今おっしゃられた4月1日施行を目指しての11月建議はかなり難しいと思いますが、3.3%で4月1日施行に間に合うように、11月建議で進めていくのが良いと思いました。

J 委員

上げ幅ですが、私も3.3%で良いと思います。

人事院勧告の根拠ある数値ということです。必ずしも人事院勧告ではないですが、何らかのベースとなる数字でこれを参考にしたということで宜しいと思います。

ただ、皆さんが再三仰っている常勤監査委員と9級職との逆転現象です。この常勤監査委員は一般職員のどのぐらいのところにあたるのかです。特別職だから必ずしも部長級より高くなるということは無いです。そもそもどの高さだと良いかです。

どうしても、そこが気になるのであれば、逆転現象が起きているので、補填として幾らにしたというのはありだと思います。他は3.3%にしましたが、その職については、逆転現象が起こっているので、3.5%とか3.8%とか、付則を付けることは、有りだと思います。

時期ですが、私は、11月建議を提案します。理由ですが、一つはまず4月1日からのスタートでは、年度変わりの方が多分給与が計算しやすいだろうということです。もう一つは、3月建議で6月議会に提案すると私たちの任期は終わってしまいます。任期が終わって解散している団体からの建議書があっても、フィードバックとなった時に実態が無いということになります。やはり、この審議会の任期があるうちに、建議することが必要であると考えます。そういう意味で私は11月建議を推します。

事務局

常勤監査の給料月額については、給料月額だけを取り出せば62万1,000円です。9級部長職の人勧改正後であっても、57万1,700円が最高の給料月額になりますので、給料月額だけを見れば逆転しているわけではありません。考え方にはありますが、一般職が特別職を超えているかと言われれば、その職責における評価においては、超えていないというのが答えであると思います。ただ、他の諸手当などを勘案しますと、本市部長職については当然部を統括する職員ということで、その職務の特殊性から管理職手当というものが、本市の場合は10万4,200円付きます。そ

ういったもろもろの諸手当などを計算しますと年収ベースでは、こういうことが起こっています。これは、本当にあくまでも参考の情報であって、これが良い悪いという話ではないと思います。

給料月額と比較になるのが基本ですが、年収ベースでこれが起こっているということを、どう評価されるかは、審議会で色々ご議論頂ければありがたいと思います。

瀧上副会長

前回だと思いますが、部長職で常勤監査委員を超えて給料をもらっている人はいないということでした。つまり、該当する人はいないということで、計算上はそうなるけども、特別職の方が上でなければならないという規定はありません。常勤監査委員より給料をもらっている部長職はいないです。形式的にその金額を設定すると常勤監査委員の給与は増えます。

しかし、現実問題として見ると、給料が上回っている実態はないところを、さらに上げるということにはなるわけですから、そこは気持ち悪いので、一般職より常に特別職が上でなければならないという判断をこの審議会でするかです。

事務局

一つ補足いたしますと、令和8年の人事院勧告通りに給料額を改定した場合には、常勤監査委員の年収を上回る部長職が存在するようになります。

昨年度は、実際に常勤監査委員の年収を上回っていた職員はおりません。

J委員

分かりました。ありがとうございました。

田口会長

改定時期についても皆さまから伺いました。続いて、事務局からお願いします。

事務局

皆様からお伺いしましたご意見で、改定時期について一番多かったのは、4月1日新年度から改定後の額での実施です。そうしますと、説明させて頂いた資料の通り、11月を目途に建議を提出させて頂き、その後の改正手続きに進ませて頂きたいと考えているところです。

このお示ししたスケジュールで進めさせて頂けるとありがたいと思います。

田口会長

資料36の案1で進めるということで、皆さんそれでよろしいでしょうか。

— 全員挙手 —

田口会長

ありがとうございます。案１の改定実施時期が令和９年４月１日で、１１月建議ということで進めさせていただきます。

A 委員

意見があります。

資料３６の【建議の時期とスケジュール例】を改めて見えています。

案１では、次回が１０月、次々回が１０～１１月、最終回は１１月です。この人数の委員がこのスケジュールで集まれるのかと思い、私は慎重に議論しました。皆さんがそれで宜しければ、私も合わせる方向で動きますがどうでしょうか。どういうスケジュール感なのかももう少し説明をお願いします。

事務局

スケジュールについての補足です。案１、４月１日施行、１１月建議のスケジュールで進めさせて頂いた場合について説明させていただきます。

次回の審議会の日程は、この後の事務連絡で調整させていただきますが、今回は１０月で建議における改定額と率などを決定して頂く流れになると思います。その後、１１月当初頃の審議会で建議書の内容を最終調整することをイメージしています。

最終回は建議書を市長に提出することとなりますが、毎回、会長、副会長の両名にお願いをしていますので、ご出席頂くのは会長と副会長だけになります。委員の皆様は次回１０月と次々回１１月当初頃をイメージしてお集まり頂ければありがたいです。

A 委員

ありがとうございます。理解いたしました。

田口会長

資料３６の案１ということで、次回の日程は確定していませんが１０月で、次々回が１１月当初頃です。最終回の建議は我々会長と副会長で建議する流れになると思います。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。

委員の皆さま、最後に何かございますか。

H 委員

この審議会の審議事項とは少し離れますが事務局にお聞きしたいことがあります。

今回、市長、副市長等の給料、議員報酬等を引き上げる方向になりました。また、先ほど事務局の説明で、今年度の人事院勧告で大幅な引き上げが示されたとの事です。

我々の委員報酬は、ここ１０数年もずっと据置きのままですが、報酬改定はどのように行われているのでしょうか。また、今後どのように考えていくのかお聞きしたいと思います。他の方も、審議会の委員報酬がなかなか上がらないみたいなことを言われていたので、改定の考え方を聞きたいと思います。

事務局

審議会の委員、この審議会もそうですが、審議会の委員など非常勤の特別職に対する報酬は月額９，１００円と条例で定められています。これは、市長等の常勤特別職と同じ条例の中で、別表で金額が定められています。

H委員が言われた通り、平成１９年に実施した市長等特別職の給料等の引下げに合わせて、非常勤の委員報酬についても引下げが実施されました。当時９，６００円でしたが、９，１００円に引下げられて、その後ずっと変わらず今日に至っています。

条例の別表には、多くの審議会や委員会などの委員が記されています。

H委員

分かりました。

私ども色々な審議会の委員で呼ばれることが多いです。この審議会は特別職の報酬等が対象ですので、我々がこの審議会では審議する話しでないことは分かっています。

しかし、様々な審議会の委員は市民の方が担っていることも多いと思います。審議会委員、非常勤特別職の報酬についても、市の方で何らかの改定の検討をしていただければありがたいと思います。この場をお借りして要望させて頂きました。

田口会長

それでは、以上をもちまして、第７回市川市特別職報酬審議会を閉会いたします。

— 閉会 —